

日中戦争期の差別事件史料

朝 治 武

解 題

一

ここに紹介するのは、日中戦争期の軍隊関係および教育関係における二つの差別事件史料である。一つは「事変関係差別紛争事件調」(以下、「事変関係調」とする)であり、もう一つは「最近ニ於ケル差別事件調―主トシテ学校教育社会教育関係―」(以下、「教育関係調」とする)である。この二つの史料は、大阪人権博物館が所蔵する一連の融和教育関係資料の一部である。

まず「事変関係調」は、縦二六、九^{ナシ}×横一八、三^{ナシ}の財団法人中央融和事業協会用箋の美濃紙に一三丁にわ

たってタイプ印刷されたもので、表紙には表題と㊦の印がある。内容は一九三八年二月一六日に憲兵司令官の田中静壹がまとめた「事変発生以来水平社ノ差別問題ヲ繞ル軍事関係紛争事件ノ状況ニ関スル件報告(通牒)」で、陸軍大臣など軍隊関係の首脳部に報告されたものである。なお、憲兵とは陸軍の軍事警察のこと、差別事件が軍紀や軍隊秩序の維持にあって重要な事柄であったことを、この史料は示している。目次では「六」にあたる「事変関係調」は次のような表題の史料とともに、文部省がまとめた一九三九年八月の『融和教育資料』という一件資料に綴られていたものである。

- 一、五カ条御誓文(明治元・三、一四)
 - 二、億兆安撫国威宣布ノ宸翰(明治元・三、一四)
 - 三、太政官布告(明治四、八二八號六十五号)
- 各府県へノ布達

四、今上陛下御即位朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語(抄)

- 五、差別事件数調(警保局調査)
- 七、部落・戸数並ニ人口調査(中央融和事業協会)
- 八、融和教育ニ関シ文部省ノ措置経過(抄)
- 九、国民融和二関スル次官通帳(昭和七、一〇、三〇)

一〇、融和教育ノ徹底ニ関スル訓令(昭和一三、八、二八)

同 次官依命通帳(カ)

一一、融和教育徹底ニ関シ文部省ノ執リタル措置昭和
和一一三、議会議明)

つぎに「教育関係調」は、縦二六、〇^{ナシ}×横一八、〇^{ナシ}のザラ紙に一〇丁にわたって謄写版印刷されたもので、表紙には「極秘」の印がある。この史料には作成者が明記されていないが、内容からしておそらく文部省であると思われる。

二

さて、この二つの史料は差別事件についてのものである。これまで部落史研究のうえでは、ともすれば差別事

件は軽視されてきたといえる。いまだ歴史研究の分野では、差別事件の本格的な個別研究はひとつも存在しないのである。部落問題にとつて部落差別の本質や再生産構造なるものこそ重要であり、差別事件はその単なる現象形態と見なされることが多く、また部落差別の心理的・観念的側面を象徴すると考えられてきたことから、労働や教育などの生活上の格差や排除などの諸問題に対して低く位置づけられてきたように思われる。部落解放運動史研究に限定しても、例えば水平運動史における糺弾闘争(とくに初期の)については、一応の意義は認められつつも、差別事件を重視するあまり部落排外主義に陥りやすく、本質や再生産構造なるものに迫りえないばかりか、部落解放を妨げるものとされてきた。いくら部落差別が社会構造に根差したものであり、部落が社会生活上の困難を抱えていたことを是認するにしても、現実生活のなかで日常的に部落住民が苦悩し、部落差別に直面しているのを自覚させられていたのは差別事件である。差別事件といつても賤称などの差別的言辭や指で指し示すなどの行為、就職や結婚に際しての排除、学校や軍隊などでの待遇における優劣などさまざまである。部落差別の本質や再生産構造なるものがいくら重要であろうとも、またたとえ差別事件が現象形態かつ観念的とされよ

うとも（私はそうとのみ考えていないが）、現実的・日常的な差別事件をめぐる諸問題を分析せずして部落差別の実相に迫れるのか、という思いを私はもっている。

部落史研究において差別事件は軽視されていると述べたが、不思議と戦時下のそれについては、近年になってごくわずかであるが注目されつつある。まず、鈴木良氏は「フアシズム期の部落問題」（岩井忠熊編『近代日本社会と天皇制』柏書房、一九八八年）において、部落問題を「封建的身分差別の残存物」としながらも、日中戦争の開始以降においては「フアツシヨ的国民統合の一つの阻害要因」になったとし、その具体的事例として軍隊関係における差別事件の顕在化を指摘している。蓮城寺秋幸氏は「戦時下部落の生活と要求」（『部落解放』第三九三号、一九九五年八月）で、日中戦争を契機に部落と部落外の「強制交流」が進み、そのなかで「融合」（注意深くも蓮城寺氏はこの用語のみ括弧つきで使用している）した部分もあれば、同時にかえって「緊張」が高まった部分もあるとし、この状況がかえって差別事件を引き起こすことになったとする。私も「戦時下水平社の差別糾弾闘争」（同前）で、今回紹介する「事変関係調」を素材にして日中戦争の開始によって頻発した軍隊関係差別事件の諸特徴と日常化した接触機会の拡大を明らかにし、

あわせて差別事件の対応に特徴を示す全国水平社の差別糾弾論および差別糾弾闘争の変質・後退を論じた。アローチの仕方や評価は微妙に異なるものの、戦時下の部落問題を解明するうえで差別事件の分析は不可欠かつ重要であることを示したという意味では、鈴木・蓮城寺両氏と私の三人は共通している。

これらの研究をふまえるならば、戦時下の部落問題はもちろんのこと、差別事件をめぐる諸問題の分析は避けて通れない重要な意義をもっていると思われる。具体的に指摘すれば、差別事件は部落差別の重要なひとつであり、差別事件の時期や場面、主体、対象、内容、また差別事件に対する部落や運動側の対応（例えば糾弾闘争）、権力側の対応などを分析することによって、それぞれの時期の部落差別の原理や具体相、社会の部落認識、部落の自己認識と社会認識、運動側の論理と実践、権力側の部落差別や運動に対する認識、日本社会の差別構造など、部落問題をめぐるさまざまな実相に迫ることができる、という認識および視角である。

三

紹介する史料が対象としたのは、軍隊と教育である。

この二つに、日中戦争期の差別事件および部落差別の特徴が表現されているといえる。

軍隊関係の差別事件を対象としていた「事変関係調」の調査期間は、日中戦争開始の一九三七年七月から翌年の一月までの約一年五カ月間である。差別事件の総数は三八件で、軍隊内ものが七件、軍隊外ものが三十一件であり、軍隊外の三十一件の内訳は戦死者を侮辱したものが八件、出征軍人を侮辱したものが五件、応召兵士の歓送迎にかかわったものが六件、戦死者の葬儀にかかわったものが三件、軍隊の宿営にかかわったものが六件、賤称の発言などについてのものが三件であった。総数三八件のうち、差別的言動についてが一六件、差別的処置によるものが七件、偏見にもとづくものが八件であった。発生府県は、京都府の五件を筆頭に滋賀県が四件、徳島・福岡・群馬各県が三件、福井・愛媛・香川各県が二件と続き、「水平運動ノ盛ナル地方ニ比較的多キ」と分析している。

差別事件の内容に対しては、「特ニ悪質、執拗ナルモノナキ」と、部落住民にとつていかに痛苦を与えるものであったかということには全く気にとめない記述が目立つ。それにひきかえ、「名誉アル護国ノ英靈ヲ冒瀆シ、或ハ出征軍人ヲ侮辱スルカ如キ寒心ニ堪ヘサルモノアリ」

など、もっぱら天皇の軍隊としての軍紀を擁護する立場から軍隊関係の差別事件を問題としたものであった。解決状況については、京都府戦死者侮辱事件を「全国的ニ発展紛糾セントセリ」と注意しつつも、「大部分ハ事変ノ影響ニ依リ部落側ノ態度比較的健康」、「何レモ局地的ニ円満解決ヲ見タリ」と分析している。また解決の契機として、当事者間の諒解によるもの一二件、憲兵・警察官等の斡旋によるもの一六件としている。そして結論として、「多発ノ傾向ハ思料セラレサル」としながらも、「銃後結束ノ要愈々切ナラントスル」時に「不祥事」である差別事件が起こらないように「指導ヲ一層徹底強化」する必要を述べている。また、「階級闘争主義ヨリ日本主義的精神運動ニ転向ヲ表明」し、一月二三日の第一五回大会で国家的見地から軍隊関係の差別事件を重視するようになつてきた全国水平社の動向にさえも特別の注意を喚起している。

つぎは、教育関係の差別事件である。戦時下であるなしにかかわらず、部落にとつて部落外と日常的に接触することによつて起こっていた学校での差別事件はとくに厳しいものであった。「教育関係調」には調査年月日が記されていないが、内容的には一九三七年一〇月から一九三九年一〇月までの一九件の差別事件が報告されてい

る。ただ、実際上の差別事件がこの数字であつたとはいえない。この一九九件の差別事件は、特徴的なものだけであろう。差別事件の記述方法については、「事変関係調」は一定の分類によつて発生年月日、場所、概要、解決状況が整理されているのに対し、「教育関係調」は府県別に内容と解決状況が文章で記載されているので、「事変関係調」のように明瞭な特徴をつかみだすことは難しい。しかし、こうしたなかでもいくつの特徴は指摘しうる。取り上げられている府県は一二であり、差別事件の多くは賤称語をつかつたもので、従来のもとの大差はない。埼玉県や東京都、京都府の差別事件は軍隊関係のものであり、東京都と京都府のものは「事変関係調」にも記載されている。また多くが、警察の斡旋による謝罪、警察の学校に対する嚴重注意、学校の融和促進表明などで解決している。

四

ではなぜ、戦時下において差別事件が、とくに軍隊関係のそれが浮上したのであろうか。これについては、一九三八年六月一四・五日に開催された全国融和事業協議会での議論が示唆を与えてくれる。和歌山県の藤範見誠

語ることは、戦争動員とその影響が地域社会で日常化していたということである。これに対して、市町村単位ですべての兵士の歓送迎、戦死者の遺骨出迎え及び葬儀がおこなわれるようになり、部落と部落外との接触機会は日常化していった。このことだけでなく、戦時下では生活のさまざまな面で部落と部落外の日常的な接触機会は拡大していき、これまで眠っていた部落に対する差別觀念や意識が顕在化することになり、差別事件を惹起させていったのである。

この二つの史料はいうまでもなく権力側のもので、日中戦争期である一九三八年に作成されたことに注目されたい。一方は陸軍省関係、他方はおそらく文部省関係であり、軍隊と学校という近代天皇制国家にとって不可欠な構成要素である部署が作成したもので、差別事件の発生によつておこる部落と部落外の紛争・対立や部落の自主的な運動の活性化・拡大を憂慮し、憲兵や警察などの積極的な介入や説得、斡旋による「解決」を是認・実行していることは共通している。そのみでなく、差別事件を引き起こすのは差別觀念や意識であるという考えから、その解消のための取り組みも積極化していく。とくに教育関係では、一九三八年八月二十九日に文部省訓令「国民融和二関スル件」および文部省依命通牒「融和教育ノ

による「事変関係で接触の機会が多いため、差別事件も頻発の傾向あり、此の際善処を希望する」、神奈川県植木俊助による「事件の頻発は一面悲しい事であるが、それ自体接触面が拡大したからである、これにより内秘的のものが現れたのであつて寧ろ此運動を進める上からは有難いと思ふ位で更に此好機を逸す可らずと考へる」などの意見発表が相次いだ。これらに対しては中央融和事業協会常務理事の小山三郎でさえも「事変関係にて一般地区の接触により差別事象の惹起するあり、出征勇士に対してすら斯くの如き有様である」と述べ、すでに陸軍省に出頭して「挙国一致団結の場合に、差別に苦しむ内部の出身者あること遺憾」であるとして軍隊関係の差別事件の状況を報告し、陸軍省から「理解ある回答」を得たと答弁している（中央融和事業協会編刊「融和事業年鑑」昭和一四年度版、六〇～六二頁）。

この議論にみられるように、日中戦争の開始を契機に部落と部落外の接触機会は拡大し、とくに軍隊関係で顕著になった。日中戦争は、応召兵士の急激な増加と戦闘による多くの戦死者を生み出した。この時期、応召兵士の率は全体の戸数の約一五%、戦死者は応召兵士の約一〇%であつた。つまり、約六戸に一人が戦地に赴き、そのうち一〇人に一人が戦死したのである。この数字が物

徹底二関スル件」が発令され、従来の内務省や中央融和事業協会による融和事業の一環としての融和教育から、文部省主導の学校教育・社会教育の一環としての融和教育へと転換し、本格化していく（川向秀武「解説」全国解放教育研究会編「部落解放教育資料集」第六巻、明治図書、一九七九年、五五六～五七頁）。

五

軍隊関係に顕著な差別事件、それらを引き起こす日常的な接触機会の拡大、融和教育にみられる従来に比して積極的な権力側の部落差別への対応、またここでは対象としていないが注目を集めている水平社の戦争協力（私の考えの一端は「戦時下水平社の戦争協力」部落解放研究所編刊「部落史の再発見」一九九六年、を参照されたい）などは、歴史的にはどのように位置づけられるのであろうか。いまだ印象の域を越えないが、近代の部落差別が天皇制に象徴・収斂される日本における国民国家の形成と社会の構造的特質の問題と関連づけられて解明されてきているように、私は山之内靖氏（システム社会の現代的位相）岩波書店、一九九六年）や兩宮昭一氏（戦時戦後体制論）岩波書店、一九九七年）によつて現代社

会のシステム統合の歴史的起点として注目されている総力戦体制と社会の変容という局面を重視したい。日本における総力戦体制の本格化は日中戦争の開始にはじまり、侵略戦争の進行およびファシズム体制の確立と軌を一にしていた。総力戦体制は、旧来の武力戦のみの戦争ではなく帝国主義時代における国家の総力を挙げての苛酷な戦争を戦い抜くために、人的資源とされた全ての国民と物的資源を有機的かつ有効的に統制・動員するための体制を意味した。本格的な総力戦体制の構築を意識した指導層は、必要な限りにおいて近代社会が孕んでいた階層性や格差を解消し、また社会的紛争・排除を除去し、全ての国民を戦争遂行のために社会的機能の主体としての自発性をひきだし、統合・組織しようとした。これにより、社会的レベルにおいて強制的な画一化、均質化、混住化、工業化、福祉化が進行していった。

このことは、二つの意味をもっていた。一つは、ファシズム支配のひとつとしての自主的団体の解体および排除なき上からの国民再組織としての側面がある。このことは部落と部落外の日常的な接触機会の拡大を促したが、かえって差別事件を発生させ総力戦体制下のファシズム支配の矛盾・阻害要因のひとつとなった。二つは、社会的格差の解消および生活上の平等の実現という側面

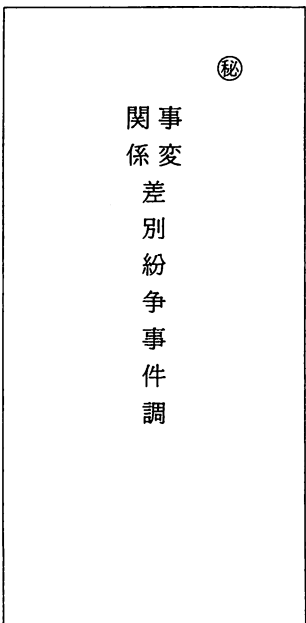
を有していた。これは部落住民や全国水平社の国家・国策への同意・協力を引き出すだけでなく、融和教育の本格化など積極的な権力側の部落差別への対応を生み出した。しかし、これらは部落差別の社会的・経済的側面を捨象して観念的・心理的側面のみ限定する傾向をもち、また差別事件とそれを生み出す差別観念や意識の解消を国家目的の手段とし、さらに部落住民の自覚や主体的行動を抑圧することによって問題の顕在化を抑止しただけに過ぎず、部落問題を解決するものではなかった。

(凡例)

- 一、固有名詞以外は、原則として漢字の異字・俗字・略字などは新字体に改めた。
- 二、原文は旧仮名遣いであるが、誤りも原文のままとした。また誤字・脱字は訂正せず横に(ママ)を付した。
- 三、句読点は適宜付し、濁点の有無は原文のままとした。

一、「事変関係差別紛争事件調」

(表紙)



事変 差別紛争事件調

憲高第九九五号

事変発生以来水平社ノ差別問題ヲ繞ル軍事関係紛争事件ノ状況ニ関スル件報告 (通牒)

昭和十三年十二月十六日

憲兵司令官 田中 静壹

首題の件左記報告 (通牒)

左記

一、一般状況

事変発生以来本年十一月二至ル間、憲兵ノ知得セル水平社ノ差別問題ヲ、^(秘)ル軍事関係紛争事件ハ、軍内外ヲ通シ三十

八件ニシテ必スシモ激増シアリトハ認メラレス。特ニ軍内事件僅少ナルハ喜フヘキナリト謂ウヘシ。而シテ其ノ多クハ一般国民ノ賤視観念ニ基ク習慣的不用意ノ言動及ヒ部落民ノ偏見ニ起因スルモノニシテ、其ノ性質内容ハ一般ニ單純ニシテ特ニ悪質ノモノハ少キモ、中ニハ名譽アル護國ノ英靈ヲ冒瀆シ、或ハ出征軍人ヲ侮蔑スルカ如キ寒心ニ堪エサルモノアリ。又地域のニ之ヲ觀レハ比較的近畿、四国、関東、北九州ノ各地方ニ多シ。然レトモ殆ント大部当局ノ斡旋及当事者間ノ諒解等ニ依リ局地的ニ円満解決ヲ見タリ。

二、軍内ニ於ケル状況

軍内ニ発生セルモノハ七件ニシテ事件ノ内容何レモ賤称問題ヲ、^(秘)ルモノナルカ、其ノ性質單純ナリシヲ以テ所属部隊幹部、憲兵等ノ調停若ハ懇諭又ハ当事者間ノ諒解ニ依リ円満解決セリ。言動者ハ下士官、兵五、工員一ニシテ大部分ハ応召者ナリ。又其ノ原因動機ハ軍隊外ニ於ケルモノト同様何レモ当事者ノ賤視観念ニ胚胎スル不用意ノ差別的言動ニ因ルモノニシテ、特ニ悪質ノモノ又ハ軍紀上忌ムヘキモノナシ。事例別紙第一ノ如シ。

三、軍外ノ状況

(一)事件ノ内容

事件ノ内容ハ三十一件中

戦死者侮辱問題ヲ繞ル紛争

八件

発生日	場所	事件ノ概要	解決状況 (又ハ処置)
		●戦地ニ於テ戦友ヨリ差別言 辞ヲ受ケ紛争ス 上海戦線参加中召集兵一ハ	

別紙第一
水平社ノ差別問題ヲ繞ル紛争事例(軍内)
一、賤称ヲ繞ル紛争事例

鹿、部落民解放ノ階級闘争主義ヨリ日本主義的精神運動ニ
転向ヲ表明シ、所謂時局順応ノ態度ヲ持シアリシカ、這般ノ
全国大会ニ於テ「事変以来軍関係ヲ繞ル差別問題激増シツ
ツアリ」ト称シ再ヒ従前ノ通り差別撤廃問題ヲ取上ケ、特ニ
「軍事関係差別根絶ニ関スル件」ヲ協議シ、軍部其他各方面
ニ陳情スル等活発ナル運動ヲ開始スルニ至レルヲ以テ(昭
和十三年十二月一日憲高第九五三号参照)、軍隊ニ於テモ必
召者多キ実情ニ鑑ミ、幹部以下ノ言動ヲ慎重ナラシメ策動
ニ乗セラレサル様注意ノ要アリト認ム。

陸軍大臣 陸軍次官 兵務局長 医務局長 兵務課長
教育總監部本部長
内地各隊長

出征軍人侮辱問題ヲ繞ル紛争 五件
歡送迎ヲ繞ル紛争 六件
戦死者ノ葬儀ヲ繞ル紛争 三件
軍隊宿営ヲ繞ル紛争 六件
賤称問題ヲ繞ル紛争 三件
ナリ。而シテ一般ニ単純ニシテ特ニ悪質ノモノナシ。

(二)事件ノ原因動機
紛争ノ原因動機ニ就イテ之ヲ觀レハ、左ノ如ク其ノ多ク
ハ当事者ノ不用意ナル差別的言動ニ因ル部落民ノ偏見ニ
基クモノナリ。

差別的言動ニ因ルモノ 一六件
差別的処置ニ因ルモノ 七件
偏見ニ基クモノ 八件

然レトモ更ニ之ヲ内面的ニ觀察スレハ、差別的言動乃至
処遇ノ因テ来ル所ハ一般国民ノ間ニ永年ニ亘リ培ハレタ
ル因襲ニ基キ平素抱懷セル潜在意識ノ不知不識ノ間、不
用意ニ表現セラレタルモノ多ク故意又ハ計画的ニ出ツル
モノハ少キカ如シ、又他面部部落民ノ誤解ハ之ト對^(三)的ニ
多年醸成セラレタル偏見ニ因ルモノト思料セラル。

(三)事件発生場所
地域のニ之ヲ觀レハ、前述ノ如ク由来水平運動ノ盛ナル
地方ニ比較的多キハ首肯セラルル所ニシテ、更ニ府県別

一〇、二	八月頃	昭二 八月頃	戦友カ「チャンコロノ部落 ハ穢多ノ様ダ」ト語リタル ヲ咎メ、部落出身兵五名ト 共ニ詰問ノ上殴打セルカ、 部隊長ノ斡旋ニ依リ解決ス 附記 本件ハ某カ帰還後警 察側ニ洩シタル言動ナリ	花谷部隊 堀井隊 大坪隊	中隊長ニ於 テ斡旋解決ス
陸軍被服本 廠	八月頃 歩兵第四十 三連隊	●演習中ノ差別言辭ニ関シ中 隊長ニ上申ス 召集兵飯沼某ハ部落付近ニ テ演習中、橋田某カ差別言 辭ヲ弄シ、且四本指ヲ提示 セルヲ現認中隊長ニ上申ス	●被服本廠女工間ノ差別言辭 ヲ乱弾ス 女工直下タケ子ハ同中原チ エニ對シ差別言辭ヲ弄シタ ルタメ、被差別者ノ近親者 ハ差別者ノ両親ヲ乱弾スル ト共ニ本籍地高田市長ニ善 処方陳情ス	中隊長ニ於テ 両者ヲ懇諭解 決セシム	

件数ヲ挙クレハ京都府ノ五件ヲ最多トシ、滋賀四件、徳
島、福岡、群馬各三件、福井、愛媛、香川各二件、千葉、
埼玉、東京、富山、兵庫、佐賀、熊本各一件トス。

(四)事件ノ性質及解決状況
事件中特ニ悪質、執拗ナルモノナキモ、客年十月京都府下
ニ於ケル女子青年学校生徒ノ戦死者侮辱言動事件ハ全国
的ニ發展紛糾セントセリ。然レトモ大部分ハ事変ノ影響
ニ依リ部落側ノ態度比較的確健ナリシ為全國或ハ一地方
ニ広ク波及セルモノナク、何レモ局地的ニ円満解決ヲ見
タリ。而シテ当事者間ノ諒解ニ依リ解決一二件、憲兵、警
察官其他ニ於テ斡旋解決シタルモノ一六件ニシテ其解決
ハ何レモ適切ニ行ハレタルモノト認メラルルモ、尚未解
決三件アリ。事例別紙第二ノ如シ。

四、所見
状況以上ノ如クニシテ必スシモ多発ノ傾向アリトハ思料セ
ラレサルモ、苟モ名譽アル護国ノ英靈ニ對シ侮辱的言動ヲ
ナスカ如キハ其ノ原因動機ノ如何ニ拘ラス寒心ニ堪エサル
モノアリテ、今ヤ事変ノ新段階ニ伴ヒ銃後結束ノ要愈々切
ナラントスル秋、其ノ影響スル処甚大ナルニ鑑ミ之カ指導
ヲ一層強化徹底シ、以テ軍内ハ勿論一般ニ斯種不祥事ノ絶
滅ヲ期スルヲ要ス。尚茲ニ注意スヘキハ最近ニ於ケル全国
水平社ノ動向ニシテ、即チ全水ニ於テハ曩ニ從來ノ差別撤

	<p>別紙第二 水平社ノ差別問題ヲル紛争事例(軍外)</p>	<p>一、戦死者侮辱問題ヲ繞ル紛争</p>
<p>月 日 生</p>	<p>場 所</p>	<p>事 件 ノ 概 要</p>
<p>昭二 九一九 埼玉県八間 郡太田村</p>	<p>●戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糺弾ス 新井某ハ部退出身高松軍曹戦死ノラヂオ放送ヲ聴キ「彼ハチョーリンボーダ云々」ト差別言辭ヲ弄シタルヲ以テ、警察当局ニ於テハ新井某ヲ説諭シタルカ、部退出側ハ警察ノ処置糊塗的ナリト抗議ヲ申込ミ紛争ス</p>	<p>警察当局ノ斡旋ニ依リ差別者ノ地元タル川越市長区長及差別者等戦死者ノ葬儀ニ会葬シタル為ニ円満解決ス</p>
<p>一〇、一 群馬県邑楽 郡小泉町</p>	<p>●戦死者ニ対スル侮辱言動者ヲ糺弾セントス 洋品商岡田ヤスハ戦死者上松一等兵カ素行悪ク前科アル旨語りタル為メ、同一等</p>	<p>警察当局ニ於テ言動者ヲ厳論謝罪セシム</p>

<p>昭一三 六二七 姫路市 桑木本部隊 永田部隊藤井隊</p>	<p>●差別言動者タル召集下士官ニ直接面会問責ス 召集下士官一八面会所ニ於テ「自分ノ村カラハ此レ(指四本ヲ示ス)ト自分ト二人ダ」ト差別言辭ヲ弄シタルヲ以テ、居合セタル部落民一及部退出身兵一ヨリ詰問セラレタルカ、更ニ部落民代表者三名ハ六月三十日直接同下士官ニ面会ヲ求め問責セルタメ、遂ニ陳謝スルト共ニ将来融和ノタメ尽力スヘキ旨誓ヒ円満解決ス</p>	<p>部落代表者及同下士官ヲ憲兵ニ於テ説諭ノ上所属長ニ通報ス</p>
<p>九、九 歩兵第四十九連隊</p>	<p>●戦友一同ヨリ侮辱サレ編入替希望ヲ洩ラス 部退出身召集兵高橋某ノ戦友ハ屠場掃除夫某ヨリ「高橋ハ自分ノ友人ナル旨」聞知スルヤ、高橋ニ対シ「屠場ノ人夫カラ呼捨ニサレル位ダカラアレ以下ダラウ」ト侮辱シ、以来戦友一同高</p>	<p>視察中</p>

	<p>兵ノ近親者及部落民等ハ之ヲ乱弾セントス</p>	<p>尚全水京都府連ハ陸軍大臣及連隊区司令官ニ上申書ヲ提出セントセシヲ以テ、憲兵懇諭シ中止セシム</p>
<p>一〇、二 ○ 京都府相楽 郡中和束村</p>	<p>●戦死者ニ対スル青年学校生徒ノ差別言動ニ絡ル紛争 青年学校女生徒二名ハ教室ニ於テ部退出身戦死者ニ対シ「笠置ハ笠置ダケレドモ「シモタヤ」デス云々」ト差別言辭ヲ弄シタルヲ以テ、全水京都府ニ於テハ部退出身軍人ノ士氣ニ関スル重大問題ナリト乱弾運動ヲ起シ全国的ニ波及セントシタルカ、府社会課、村警察、学校各当局ノ努力ニ依リ一切ヲ警察署長二一任シ解決ス</p>	<p>警察当局ニ於テ言動者ヲ厳論謝罪セシム</p>
<p>一〇、二 ○ 千葉県山武 郡士氣本郷 町士氣</p>	<p>●戦死者ニ対シ差別的言動ヲ弄シタル町会議員ヲ糺弾ス 町会議員鈴木某ハ部退出身戦死者葬儀ニ関シ「パンタヤカーボ」カ十ヶ寺(名刺)ニ葬ラレル様ニナツタ云々</p>	<p>警察当局ニ於テ言動者ヲ厳論謝罪セシム</p>

	<p>橋ヲ「ブー」ト呼フタメ他ノ隊へ編入替ヲ希望スル旨実父ニ洩シ、実父ハ部落民ニ之ヲ伝ヘ憤慨ス</p>	<p>憲兵ハ部落ニ於ケル郷軍幹部ヲ招致シ時局柄紛争ノ不可ヲ説キ部落民ヲ指導シ解決セシム一方、病院側ニモ警告セリ</p>
<p>九、二五 姫路陸軍病院</p>	<p>●召集兵ノ差別言辭ニ関シ病院幹部ニ陳情ス 召集兵一八奉仕作業中ノ女子青年団員ノ傍ニ於テ、居合セタル患者二「アレ等ハ違フノダ」ト同女子等カ部落民ナルコトヲ語り侮辱シタルタメ、入院中ノ部退出身患者二名ハ病院幹部ニ上申シ、部退出側ニ於テモ表面化スヘク憤激セルカ下記処置ニ依リ解決ス</p>	<p>モ警告セリ</p>
<p>一〇、四 岡山陸軍病院</p>	<p>●戦傷患者ノ差別言辭ニ関シ病院長ニ陳情ス 戦傷患者(兵)一ハ雑談中「大阪ノヂヤン」長屋ハ特殊ダカラ氣持ガ悪い」ト語りタルヲ、居合セタル部</p>	<p>モ警告セリ</p>

一〇、一 滋賀県愛知郡日枝村	八、一七 愛媛県温泉郡小野村	<p>● 戦死者ニ対シ侮辱言辭ヲ弄シタルヲ以テ、部落民大会ヲ開キ乱暴セシトス</p> <p>● 戦死者ニ対シ侮辱言辭ヲ弄シタル郷軍班長ハ飲酒雑談中部落出身戦死者ニ関シ「戦死スル様ナ奴ハ(ザマヤ) (罪ガ当ツタトノ意)」ト放言シタルヲ以テ、部落民ハ「平素ノ差別觀念ニ胚胎ス」ト憤激シ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>
表セシメ解決ス	警察当局ニ於テ両者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ両者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ両者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ両者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ両者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム

昭二三 二、七 東京府葛飾郡亀有町	一、二、一 三 滋賀県栗太郡老上村	<p>● 戦死者ニ対シ侮辱言辭ヲ弄シタルヲ以テ、部落民大会ヲ開キ乱暴セシトス</p> <p>● 戦死者ニ対シ侮辱言辭ヲ弄シタル郷軍班長ハ飲酒雑談中部落出身戦死者ニ関シ「戦死スル様ナ奴ハ(ザマヤ) (罪ガ当ツタトノ意)」ト放言シタルヲ以テ、部落民ハ「平素ノ差別觀念ニ胚胎ス」ト憤激シ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対シ差別言辭ヲ弄シタル国婦幹部ヲ糾弾ス国防婦人会副長森田某ハ部落出身戦死者ニ関シ「中山サンハ出征時「カボ」(新平民ノ神社)ニ参拝シタ丈ケテ此方ノ神社ニ参拝シナカッタカ、若シ参ツテ居たら戦死シナカッタダロウ云々」ト洩シタルヲ以テ糾弾ス</p>
警察当局ニ於テ言動者ヲ厳諭謝罪セシム	警察当局ニ於テ言動者ヲ厳諭シ、郷軍分會ハ役員ヲ更迭ス	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭ノ上言動者ヲシテ謝罪セシム

十二月頃 佐賀県神崎郡西郷村	一〇、一 四 徳島県那賀郡桑野村	<p>● 部落出身者ナルヲ理由トシ出征ノ留守中妻ヲ離婚セシメントス</p> <p>● 部落出身者タル安方重郎トノ婚姻ニ反対シ居タルカ(兩名ハ自由結婚、事変ニ際シ安方カ出征セルヲ奇貨トシチサヲ連辰シタル上離婚書類ヲ戦地ニ送付セルヲ以テ、安方ノ実家側ニ於テハ全水中央委員長ノ応援ヲ求メ糾弾セントセルモ、本人ノ希望ニヨリ凱旋迄保留スルコトトナレリ</p>	<p>● 部落出身者タルヲ理由トシ出征ノ留守中妻ヲ離婚セシメントス</p> <p>● 部落出身者タル安方重郎トノ婚姻ニ反対シ居タルカ(兩名ハ自由結婚、事変ニ際シ安方カ出征セルヲ奇貨トシチサヲ連辰シタル上離婚書類ヲ戦地ニ送付セルヲ以テ、安方ノ実家側ニ於テハ全水中央委員長ノ応援ヲ求メ糾弾セントセルモ、本人ノ希望ニヨリ凱旋迄保留スルコトトナレリ</p>	<p>● 部落出身者タルヲ理由トシ出征ノ留守中妻ヲ離婚セシメントス</p> <p>● 部落出身者タル安方重郎トノ婚姻ニ反対シ居タルカ(兩名ハ自由結婚、事変ニ際シ安方カ出征セルヲ奇貨トシチサヲ連辰シタル上離婚書類ヲ戦地ニ送付セルヲ以テ、安方ノ実家側ニ於テハ全水中央委員長ノ応援ヲ求メ糾弾セントセルモ、本人ノ希望ニヨリ凱旋迄保留スルコトトナレリ</p>	<p>● 部落出身者タルヲ理由トシ出征ノ留守中妻ヲ離婚セシメントス</p> <p>● 部落出身者タル安方重郎トノ婚姻ニ反対シ居タルカ(兩名ハ自由結婚、事変ニ際シ安方カ出征セルヲ奇貨トシチサヲ連辰シタル上離婚書類ヲ戦地ニ送付セルヲ以テ、安方ノ実家側ニ於テハ全水中央委員長ノ応援ヲ求メ糾弾セントセルモ、本人ノ希望ニヨリ凱旋迄保留スルコトトナレリ</p>
警察当局ニ於テ調停ニ努力セルカ、妻女ハ復縁ノ意志ナシ(未解決)	言動者ノ使用主ノ陳謝ニヨリ解決ス	言動者ノ使用主ノ陳謝ニヨリ解決ス	言動者ノ使用主ノ陳謝ニヨリ解決ス	言動者ノ使用主ノ陳謝ニヨリ解決ス	言動者ノ使用主ノ陳謝ニヨリ解決ス

二、出征軍人侮辱問題ヲ繞ル紛争

昭二二 八、二 福岡県企救郡企救町	月 発 生 場 所	<p>● 出征軍人差別言動アリト誤解シ紛争ス</p> <p>● 出征軍人差別言動アリト誤解シ紛争ス</p>	<p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p> <p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p> <p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p>	<p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p> <p>● 戦死者ニ対スル差別言動者ヲ糾弾ス</p>
警察当局ニ於テ部落側ヲ懇諭スルト共ニ言動者側ヲシテ遺憾ノ意ヲ	解決状況(又ハ処置)	警察当局ニ於テ部落側ヲ懇諭スルト共ニ言動者側ヲシテ遺憾ノ意ヲ	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭シ、郷軍分會ハ役員ヲ更迭ス	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭シ、郷軍分會ハ役員ヲ更迭ス	警察当局ニ於テ言動者ヲ懇諭シ、郷軍分會ハ役員ヲ更迭ス

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
五、二〇	滋賀県野洲郡兵主村	出征兵ノ武運長久折願祭ニ於テ出征兵中挨拶者ノ人選ニ不満ヲ抱キ居タル処、更ニ出征兵ノ一人カ部落出身出征兵ニ対シ「オ前ハ何処ノ者タ」ト放言シタル為、極度ニ憤慨シ差別行為ナリト主張シ双方混乱紛糾ス	村長仲裁シ和解セシム
昭二二 一〇、一	滋賀県大上郡磯太村	●戦死者ノ葬儀ヲ「エタ」ノ家ヨリ出スハ不可ナリト称シタルタメ紛争ス ●戦死者ノ妻ハ部落民ニシテ其ノ家ハ妻ノ弟ノ名義ナルヲ以テ、戦死者ノ近親者某ハ親族会議席上「名譽ノ戦死者ノ葬儀ヲ「エタ」ノ家ヨリ出スハ不可ナリ」ト放言シタル為紛争ヲ生ス	言動者陳謝シ且妻ノ実家ヨリ葬儀ヲ出スコトニ決定解決ス

四、葬儀ヲ繞ル紛争

三、歓送迎ヲ繞ル紛争

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二二 七、二九	京都市下京区皆山学区	●送別式ニ招待セザリシハ差別ナリト糾弾ス 部落出身出征兵某ハ予テ分会費未納ノタメ郷軍分会ヨリ除名サレ居タル上他区ヨリ出征通知ヲ受ケタルヲ以テ送別式ニ招待セザリシ処、差別行為ナリトシ分会長並公同組合長ヲ糾弾セリ	本人出征ノ為メ未解決
八、五	熊本県鹿本郡田代村	●出征軍人ノ見送差別的ナリト村当局ヲ糾弾ス 出征軍人見送ニ際シ村長ハ一般応募者ハ自動車ニテ見送り部落出身者ハ汽車ニテ見送リタルハ差別処遇ナリト憤慨シ抗議ヲ申込ム	村長ノ説明ニ依リ部落側ノ誤解ナルコト判明解決ス
八、三〇	富山県波郡福光町	●部落ニ国旗ヲ掲飾セザルハ差別ナリト抗議ス 出征兵歡送ノタメ町内街路	町長ハ他意ナカリシ事由ヲ説明スルト共

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二三 四、一五	徳島県麻植郡桑島村	●村葬ニ当リ部落出身戦死者ヲ差別セントセシ村会議員ヲ糾弾ス 村会議員某ハ戦死者合同葬ニ当リ部落出身戦死者ノ遺骨ヲ下位ニセント策動セルヲ以テ、県社会課ニ善処方陳情ス	未解決
八、一〇	福井県三方郡平村	●戦死者葬儀ニ当リ村当局ニ差別処遇アリト糾弾ス 戦死者二名ノ村葬ニ当リ宗派相違セルタメ各別ニ執行セルカ、高木某ノ際ハ村長以下各来賓ノ焼香アリタルニ、部落出身者ノ際ハ村長ノ焼香ノミニシテ寂寥ナリシハ村当局カ差別シタルモノナリトシ村長ニ抗議紛争ス	村長陳謝シ円満解決ス

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二三 三、一七	愛媛県今治市別宮	●凱旋兵ニ対シ差別言動ヲ弄シタル婦人会員糾弾 国防婦人会員某ハ凱旋兵出迎ニ際シ同僚ニ向ヒ「瀧本サンハ此レ(指四本ヲ示ス)タカラ特ニ出迎ヘネハナラヌ」ト洩シタルヲ以テ、部落出身婦人会員ハ全部脱退シ紛糾セントス	市社会課長調停シ、言動者謝罪ス
一〇、一	群馬県邑楽郡小泉町	●出征軍人見送ニ差別処遇アリト曲解村長ヲ糾弾ス 部落出身兵一カ村民見送ニ際シ自己ノ都合ニテ退場シ見送ノ列ニ加ハラザリシヲ曲解シ、一般村民ヲシテ共ニ見送ラシメザリシハ差別処遇ナリト村長ヲ糾弾ス	村長ノ説明ニ依リ諒解ス
		上ニ小国旗ヲ掲飾スルニ当リ、部落ニ掲飾セザルハ差別取扱ナリト町長ニ抗議ス	ニ、直ニ国旗ヲ掲飾セルヲ以テ諒解ス

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二二 八、二一	香川県仲多 度郡與北村	●軍使用人ニ部落民ヲ使用セサルハ差別ナリト村長ヲ糾弾ス 第十一師團兵器部ニ於ケル人夫臨時傭人ニ対シ部落民ヲ使用セサリシハ差別待遇ナリト、人夫斡旋者タル村長ヲ糾弾ス	村長陳謝ノ上 次回ニ於テ優 先使用ヲ約シ タル為解決ス
七 一一、一	福井県遠敷 郡遠敷村	●差別的言辭ヲ弄シタル掃選兵ヲ糾弾ス 掃選兵和久田某ハ出征談中「マルデ機多見タイヤツダ	警察当局ニ於 テ言動者ヲ説 諭シ解決ス

六、賤称其他

ルヲ突然他部隊ニ変更シタルハ差別行為ナリト軍隊側及村当局ニ抗議セルカ、軍ノ都合ニ依ルモノニシテ他意ナキ旨説明サレ表面諒解シタルモ、内心多大ノ不満ヲ抱キアルモノ、如シ
--

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二三 一、二九	京都市	●軍需工場庶務課長ノ差別言辭ヲ捉ヘ社長ニ抗議ス 軍指定工場日本電池株式会社庶務課長ハ部落民ノ職業斡旋ノタメ来社セル際、市社会課員ニ対シ「部落出身者ハ採用出来ヌ」ト洩シタルタメ、市社会課ニ於テハ之重視シ社長ニ抗議セルカ庶務課長ヨリ失言ヲ陳謝スルト共ニ、社長ヨリ「該言辭ハ課長個人ノ失言ニシテ会社ノ方針ニ非ス、現二本社ニハ部落民五名使用シアリ」ト釈明シタルヲ以テ解決ス	憲兵ハ会社側 及市当局ニ慎 重善処方警告 ス

五、宿営ヲ繞ル紛争

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二二 七、二八	福岡県企救 郡西谷村	●動員部隊宿舎割当協議会ニ出席セシメサリシタメ抗議ス 動員部隊宿舎割当ニ関スル区民代表者協議会ニ部落代表ヲ参加セシメサリシハ差別行為ナリト、村当局ヲ糾弾セント抗議ス	村当局ノ釈明 ニ依リ諒解ス
七、三一	福岡県企救 郡企救町	●動員部隊宿舎ヲ割当サリシハ差別行為ナリト陳情ス 部落出身区長一町會議員一ハ動員部隊宿舎ニ際シ部落ニ宿舎ヲ割当テサリシハ差別行為ナリト憲兵ニ陳情ス	(憲兵介在) 軍機ニ触レサル 範圍ニ於テ 事理ヲ尽シ説 明諒解セシム
一〇、一	香川県仲多 度郡象郷村	●動員部隊宿舎ヲ割当サルハ差別行為ナリト抗議ス 動員部隊宿舎ニ際シ荒井町部落ハ交通不便ナルタメ宿	駐在巡查ニ於 テ部落代表者 ヲ懇諭解決ス

月 発 日 生	場 所	事 件 ノ 概 要	解 決 状 況 (又ハ処置)
昭二三 六、一八	兵庫縣多紀 郡岡野村	●動員部隊宿舎割当ヲ変更シタルハ差別ナリト軍隊ニ抗議ス 動員部隊宿舎ニ当リ一但部落ニモ二十名ノ割当アリタ	軍当局ニ於テ 事由ヲ説明諒 解セシム
一〇、二	京都府宇治 郡宇治村	●動員部隊宿舎ヲ割当サリシハ差別行為ナリト村当局ヲ糾弾ス 動員部隊宿舎ニ際シ河原町部落ハ一ヶ月前伝染病発生セシタメ除外シタル処、特殊部落ノタメナリト誤解シ村当局ヲ糾弾ス	連隊副官及宿 営部隊將校ト 部落代表者ト 会見シ回避ノ 理由ヲ説明ス ルト共ニ、且 次回ノ宿営ヲ 依頼シタル処 諒解ス
二、二	京都府綴喜 郡八幡町	●動員部隊宿舎ヲ割当サルハ差別ナリト町当局ヲ糾弾ス 動員部隊宿舎ニ際シ軍隊宿舎ノ光榮ニ浴セシメサリシハ賤視觀念ニ基因ストナシ町当局ヲ糾弾ス	警察当局ニ於 テ町長ニ対シ 将来融和ノタ メ尽力方警告 ス

二、「最近ニ於ケル差別事件調」

(表紙)

極秘

最近ニ於ケル差別事件調
—主トシテ学校教育社会教育関係—

栃木県

昭和十四年一月

某小学校高二某ハ素行学業共ニ不良ニシテ常ニ同僚ヨリ嫌忌サレ居ルモノナリシガ、偶々同級生ヨリ「カーボ、チヨリンボ」等悪罵セラレ之ヲ父ニ告ゲタルガ父ハ激昂シ学校長ニ面談責任ヲ追及セントシタル為駐在巡查ノ懇諭ニ依リ一応引返シタリ、警察当局ハ事情ヲ調査シ学校当局ニ警告セリ

昭和十四年五月

某商業学校控室ニ於テ遊戯中一年生山田ガ同級生鶴見ヲ

足払ヲ以テ倒シタル処、鶴見ハ憤慨シ山田ノ頬ヲ毆打シ

「チヨリンボ」ハ氣ガ荒クテ困ルナ、婦リニハ鉄拳ノ制裁ヲヤルカラ氣ヲ付ケロト言ヘリ。同日午後帰宅ノ際二年生富岡ハ南方ノ部落ヲ指シテ「アノ辺ハ全部チヨウリンボウダ、チヨウリンボハ腐ツタ猫ヤ犬ノ肉ヲ食ツテシマフ、アノ辺ノ人ノ前テチヨウリンボト言フト鉈デ追カケラレルソウダカラ恐シイ、又〇〇市〇丁目ノ坂ノ方(前記山田ノ居住地)ニモチヨウリンボガアルソウダト言ヒ、其ノ際鶴見モ〇〇ノ方ニモチヨウリンボガアルソウダト云ヘリ、此ノ事情ヲ知りタル実父ハ駐在巡查ニ善処方ヲ願出タリ、尚山田ハ翌日ヨリ登校セズ、県社会課員及所轄警察署員ノ斡旋ニ依リ左ノ通り処置セラレタリ

一、学校長ヨリ生徒ニ訓戒

二、差別シタル生徒出身小学校ニ対シ県視学ヲ通ジ爾今

斯ノ種ノ行為ナキ様通達

三、県社会課員警察署員ヨリ差別シタル生徒ニ対シ父兄

同席ノ上嚴重訓示

埼玉県

昭和十三年十一月

国民精神作興週間ノ行事(県仏教社会事業協会町支部主催)トシテ開催シタル講演会ニ於テ某陸軍中將ガ「英国ノ

態度ハ恰度女郎ノ腐ツタノカエタコウト同ジ様ダ云々」ト引例セリ。偶々聴講中ノ関係部落出身者ガ直ニ詰問セントシタルモ駐在巡查ニ制止セラレ講演終了後別室ニテ面接シ詰問セリ。其ノ後所轄警察当局ノ斡旋ニ依リ両者

会見シ部落関係者ヨリ軍隊内ノ差別問題ニ付要望シ、一方用語ノ不注意ヲ謝シ解決セリ

東京府

昭和十三年二月

国防婦人会分会副会長(婦人四十六才)ガ某女ニ対シ「戦死シタ〇〇サンハ出征スルトキカボノ神社ニ祈願シタガ、此方ノ神社ニ御参リシテ居タラ戦死シナカツタダロウニ、〇〇サンモカボノ神社ハ嫌ツテ居タカラヨサシテ居タラアンナ事ニナラナカツタデセウ」ト語りタルニ、同所ニ居合セル某女等ヲ通シ関係者ノ知ルトコロトナリ憤激セシメタルモ、所轄警察署ノ配慮ニ依リ解決セリ

長野県

昭和十三年八月

某小学校(融和指定校)高二受持訓導ハ国史ノ授業中民族発展移動等ニ関シ「弱小民族ハ常ニ圧迫セラレ下積トナル、恰モ此ノ村ノ〇〇(部落名)ガヨイ例ダ」ト引例シタリ。之ヲ知りタル父兄ノ感情激化シ問題化セントシタルガ、学校側ヨリ父兄ノ諒解ヲ得ルニ努メ自然解決ス

三重県

昭和十四年一月

某小学校高二西川ガ同校尋五浅原ニ対シ「ボケツトニ手ヲ入レルトイケナイ」ト注意シタル処、浅原ハ西川ニ対シ指四本ヲ示シ「何ジャエタ」ト差別言辞ヲ弄シタリ、此ノ事情ヲ知りタル父兄ハ学校当局ノ融和ニ不熱心ナル所以トシ詰問スルトコロアリタルヲ以テ、村当局ニ於テ融和講演会ヲ開催シ善処シタリ

昭和十四年四月

某小学校尋五安藤ハ同級生加藤ト口論ノ末「エタノオ前等ハ明日カラ此ノ学校ニ来ルナ、此ノ学校ハ二区ノ学校ダ」ト罵リタリ、差別者ノ父及受持訓導ハ被差別者宅ヲ訪レ謝罪シ差別問題ハ解決シタルガ、関係部落民ハ学校当局ノ融和教育ニ不熱心ナルニ不満ヲ有セリ

昭和十四年五月

某小学校六年生(女)筒井ハ教室ニ於テ実兄ニ送ルベキ千人針ヲ作成中同僚ヨリ「西中サンニモ縫ツテ貰ヒナ」ト教ヘラレタルニ、筒井ハ「新平ニ縫ツテ貰フト死ヌ、〇〇サンハ新平ニ縫ツテ貰ツタノデ死ンダ、家ノ人ハ新平ニハ縫ツテ貰フナト言ツタ」ト差別言辞ヲ弄シタル事件アリ、校長ハ朝会ニ於テ融和問題ノ訓話ヲナシ解決ヲ図リタルガ、関係部落民ノ知ルトコロトナリ処置ノ不徹底ヲ憤慨

シツツアリ、所轄署ニ於テ関係者ヲ会同セシメ懇談セシメテ将来融和ニ努力スベク申合せタリ

和歌山県

昭和十三年八月

某小学校高一(女)農業実習中、中岡八太田ト口論シタル際右手拇指ヲ折りテ示シ「アンナ子ニ相手ニナンナ」ト言ヒ、居合ハセタル他ノ六名モ口々ニ差別的言辭ヲ浴セタリ、此ノ事情ヲ知りタル父兄ハ憤慨シ差別者ヲ招致徹底的糾弾セントシタルガ、有志ノ斡旋ニ依リ円満解決セリ

京都府

昭和十二年十月

今次事変ニ於テ戦死シタル勇士ノ勇敢ナル行動ヲ報ジタル新聞記事ニ関シ、某女子青年学校生徒甲(十七才)ガ同級生ニ対シ「〇〇ノ兵隊サンガ戦死シタ」ト語リシニ、乙ハ「〇〇ハ〇〇デモ、シモツタヤ」ト言ヘリ、甲ハ「シモツタヤツテ、コレ(指四本ヲ示シ)ヤロウ」ト言ヒ、乙ハ「ソウヤ」ト答フ、之ヲ目撃セル同級生(関係部落出身)丙ハ同区ノ生徒ニ対シ「私達ト同ジ在所ノ人ハオ国ノ為ニ戦死ラシテモ、アンナコトヲ言ハレルカラ犬死ニヤ」ト語り合ヒタルヲ関係部落民ノ知ルトコロトナリ紛糾シ、所轄署長、京都府親和会ノ斡旋ニ依リ善後処置ヲ講ジ解決セリ

本事件ニ対スル主ナル善後処置

京都府トシテ

- 一、市町村長小学校長ニ対スル依命通牒(府学務部長)
- 一、関係郡町村長会開催
- 一、府市職員研究協議会開催
- 一、府時局対策連絡委員会ニ提議シ連絡強化
- 一、其ノ他省略

京都府親和会トシテ

- 一、緊急理事会開催
- 一、融和教育連合会ノ結成ヲ急キ融和教育運動ノ展開ヲ計ル

- 一、市町村吏員支会長及係主任講習会及会議開催
- 一、関係郡神官僧侶各種団体代表者ノ協議会開催
- 一、学校教職員研究協議会開催
- 一、郡内男女青年一夜講習会開催
- 一、其ノ他省略

京都府親和会郡支会関係村又ハ区トシテ

- 一、理事会開催、市会長ヨリ町村長へ通牒
- 一、融和教育研究大会開催
- 一、講演会座談会懇談会開催
- 一、桃山御陵参拜

京都府

昭和十四年三月

- 一、戦死者ノ英霊参拝慰霊祭執行
- 一、学校ニ於テ訓話戒告碑前挙式
- 一、申合事項ノ決議
- 一、其ノ他省略

某小学校長ガ国民融和日ノ訓示ニ「昔ハ〇〇区ノ人達ハ普通ノ家ニ行ツテモ座敷ニ上ル様ナコトハナク、又他家ニ行ツテモ御飯ヲ食ベルニモ真座ノ上デ食ベタモノデアル」云々ト聖代ノ有難サヲ今昔ト比較シテ説明セルヲ父兄ノ知ルトコロトナリ、関係部落民拳ツテ校長排斥ノ拳ニ出テ村長及府親和会ニ善処方ヲ要求セリ、同校長ニ差別的意志ナク又自発的ニ関係部落内ノ教育住宅ニ専住シ、融和促進ニ努ムベキコトヲ誓ヒ関係者モ之ヲ諒トシ解決セリ

兵庫県

昭和十三年二月

某小学校五年生(女)梅谷ト同級生寺本トガ運動場ニテ遊戯中、梅谷ガ「エタ」ト称シタルヲ父兄ノ知ルトコロトナリ関係部落民ノ憤慨スルトコロトナリタルモ、同部落選出村議某事態ノ悪化ヲ憂ヘ関係児童受持ノ某訓導(女)ニ将来学校内ニ於テ差別言行ナキ様児童ニ訓戒方ヲ依頼シ

タルニ、該訓導ハ被差別者ニ「今後〇〇〇ヤ△△△(何レモ関係部落名)ノ子供ト遊バヌ様ニセヨ」ト注意シタリ、右事情ヲ関係部落民ノ知ルトコロトナリ一部青年ハ直接行動ニ出デントスル挙措アリタルモ、所轄警察署ニ於テ極力斡旋シ、小学校長ヨリ「差別シタル児童ハ父兄ヨリ他校ニ転校セシムルコトトナシタル旨通知アリ、又該訓導ハ謹慎シ陳謝ノ意ヲ表シ、今後決シテ不都合ナキ様嚴重監督指導スル決心デアアル云々」ト述べ部落側モ之ヲ諒トシ解決シタリ

広島県

昭和十三年十一月

某小学校教員長女(五才)ガ祖母ニ伴ハレ用達ニ外出中、偶々道路ニテ行遭ヒタル関係部落居住ノ婦人(五十八才)ニ対シ「新民々々」ト繰返シ、其ノ数日後再ビ同様ノコトヲ言ヒタルモ祖母ハ何等制止セザリキ、此ノ事情ヲ関係部落民ノ知ルトコロトナリ、僅カ五才ノ幼児ガカカル言辭ヲ弄シ、且夫レヲ制止セザリシハ同家庭ニ於テ差別觀念ヲ注入セルモノナリ、トシテ糾弾運動ヲ為サントシタルガ、所轄警察署ニ於テ斡旋シ差別者側ヨリ陳謝シ、且將來カカルコトナキ様注意スルコトトシ解決セリ、尚警察署ニ在リテハ小学校教員ノ家庭ヨリ問題ヲ生ジタル点ニ鑑ミ、学校長ヲ通シ融和促進ニ留意方指示シタリ

高知県

昭和十四年十月

保護者某ハ二人(三年生二年生)ノ子供ヲ学校ニ通学セシメ居ルモ、暫々差別言辭ヲ以テ罵ラル、ヲ以テ学校長ニ對シ善処方書面ヲ以テ陳情セリ、学校長ハ即日全職員及児童ニ對シ訓示シ将来ヲ戒シメタリ、保護者某ハ単ナル注意ニテ不満ノ意ヲ有スルモ、所轄警察署ハ学校当局ヲ信賴シテ静観スル様慰撫セリ

愛媛県

昭和十三年九月

某小学校高等科一年生ガ校舍ノ二階ヨリメガホンニテ校庭ニ向ヒ「エタ」ト叫ビタルガ、校庭ニ居合ハセタル關係部落児童ガ之ヲ聞キ父兄ニ告ゲ父兄ヨリ学校当局ニ善処ヲ要望ス、駐在巡查ノ斡旋ニ依リ学校当局ニ於テ十分注意スルコト、ナリタリ

昭和十三年九月

某青年団(字)ニ於テハ○○部落ノ入団ヲ拒否シ来リタル処、昭和五年頃ヨリ差別待遇消滅運動旺盛トナルニ從ヒ○○部落ノ入団要求トナリタルヲ以テ入団規約ヲ作りタルモ、之ヲ差別待遇トシ規約ノ撤廃ヲ叫ハレツ、今日ニ及ビタリ、○○部落青年某ハ急速ニ之ガ解決ヲ企図シ、八月中旬県融和団体ヲ通ジ交渉ヲ開始シ、遂ニ○○部落青

等ヲ条件トシテ円満ニ解決セリ

昭和十四年六月

某実修高等女学校運動場ニ於テ一年生安藤ガ級友大藤ニ對シ「私ガ小学校ノ時ニ貴女ニ非常ニ良ク似タ人ガ居テ、其ノ人ト兄弟ノ様ニ仲好クシテ居タ」ト語りタルニ、其ノ場ニ居合セタル大林外二名ハ直ニ安藤ヲ運動場ノ一隅ニ連レ行キ何事カラ囁キタルヲ以テ大藤ハ之ヲ不審ニ思ヒ安藤ニ「今、大林サン達ハ貴女ニ何シナ事ヲ言ツタカ」ト尋ネタルニ、安藤ハ「貴女ハ「カフ違ヒ」ダカラ氣ヲ付ケヌトイカヌ、先程ノ様ナコトヲ言ツテ仲良クシテハナラヌ」ト注意サレタノダト語りタリ、之ノ経緯ヲ聞キタル大藤ノ父ハ校長ヲ詰問シテ善処方ヲ要望ス、校長ハ直ニ所轄警察署ニ解決方ニツキ相談シタル所、同署ニ於テハ校長ガ自発的ニ当ルベシト指示シタルヲ以テ即日差別者側父兄ヲ学校ニ呼出シ反省ヲ求メタルニ、何レモ申訳ナシト校長ニ処置ヲ一任シタリ、依ツテ校長ハ両者ノ父兄ヲ学校ニ招致シ差別者父兄陳謝シ円満解決セリ

昭和十四年七月

某女学校生徒四名ガ記念写真ヲ撮影シタルガ、互ニ写真代金拠出ニ際シ内一人ガ「私ハ父ガエタト」処ニ写シタ写真代金ハ払ハヌ」ト称シタリトテ出金ヲ拒ミタルヲ父兄ノ知ルトコロトナリ、相当糺弾シ啓蒙ノ要アリトシ所

年ニ對スル規約ヲ燒棄シ無条件ニテ入団セシムルコトトス

香川県

昭和十四年四月

某小学校理科室ニ於テ休憩時間中五年生中岡ニ對シ同級生川井ガ「エタ」ト罵リ、中岡ニ對シテ反撃セントシタルガ授業開始トナリ其ノ俣トナリタリ、其ノ翌日高等一年生川田外二名ガ「乞食ノ子」ト罵リツ、遊ビ居ルヲ現認シタル關係部落出身高二山下外三名ガ差別言辭ナリト早合点シ、前日中岡ヲ差別セシ川井ト共ニ学校東側ノ小山ニ連行シ制裁ヲ加ヘントシタルヲ他ノ児童ノ知ラセニ依リ、高二受持土屋訓導ガ之ヲ取鎮メ夫々受持訓導ニ於テ訓戒ヲ加ヘタルガ、高一受持横田訓導ガ訓戒ニ際シ「エタト言ハレタノガソレ程腹ガ立ツカ馬鹿」ト關係部落出身児童ノ足ヲ靴ニテ蹴飛バシタリ、之ヲ知りタル父兄等ハ学校当局ノ責任ヲ追求シタルガ、校長及当該訓導ハ部落ヲ訪ヒ諒解ヲ求メタルガ更ニ両者会见シ、

- 一、今後融和教育ニ就キ充分努力スルコト
- 二、不幸差別問題アルモ之ガ処理ニ当リテハ過ナキヲ期スルコト
- 三、今回ノ如キ不祥事件アルモ部落出身児童ニ對シテハ放任主義ヲ執ラザルコト

轉警察署ニ善処方ノ要望シタリ、同署ニ於テハ差別者ノ父兄ヲ学校ニ出頭セシメ主席教諭ト共ニ心得ヲ説諭シタル結果、其ノ非ヲ悟リ關係部落ニアル昭和和会々々長ヲ訪問陳謝シ将来自ラ進ンデ此ノ種問題ヲ発生シタル場合ハ積極的ニ一般ヲ論シ解決ニ当ル事ヲ誓ヒ、關係生徒ニモ学校ヨリ嚴重ニ訓戒ヲ加ヘ円満解決セリ